

登米市（仮称）地域交流センター整備有識者会議設置要綱

令和5年9月27日

登米市告示第204号

（目的）

第1条 登米市（仮称）地域交流センター（以下「センター」という。）の整備に当たり、有識者の意見を反映させるため、登米市（仮称）地域交流センター整備有識者会議（以下「有識者会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 有識者会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) センターの整備に係る基本構想及び基本計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、センターの整備、利活用等に関すること。

（組織）

第3条 有識者会議は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、建築、社会教育、まちづくり、福祉等に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

（会長及び副会長）

第4条 有識者会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 会長は、有識者会議の会議を招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、有識者会議の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（謝金）

第6条 委員には、予算の範囲内で謝金を支給するものとする。

（庶務）

第7条 有識者会議の庶務は、総務部政策推進室において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に必要な事項は、会長が有識者会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年9月27日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、第2条第1号に規定する基本計画の策定の日、その効力を失う。

附 則（令和 5 年登米市告示第234号）

この告示は、令和 5 年11月24日から施行する。